

H1T 個人向け利用約款

(表明保証)

契約者は、相手方に対して、本約款に基づく利用契約締結前、締結時から 終了時までのすべての時点において、次の各号に定める事項を表明し保証します。

(1) 自らが(契約者においては会員を含みます。)暴力団、暴力団関係者、暴力団関係団体、いわゆる総会屋、社会運動標榜団体、政治活動標榜団体その他の反社会的勢力またはその構成員(以下総称して「暴力団等」といいます。)ではなく、かつ暴力団等に該当する おそれもないこと。

(2) 前項のほか、契約者は、直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないこと及び今後も行おう予定がないことを表明し、保証します。

1. 本施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為。
2. 自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為。
3. 偽計又は威力を用いて本サービス提供者の業務を妨害し、又は本サービス提供者の信用を毀損する行為。
4. 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入及び関係を構築する行為。
5. 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為。
6. 反社会的勢力が本事業に関与する行為